

診 療 施 設 開 設 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

開設者 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

診療施設の開設者が獣医師である かどうかの別	
診 療 施 設 の 名 称	
開 設 の 場 所	
開 設 の 年 月 日	
診療施設の構造設備の 概要及び平面図	別 紙
エックス線装置等の概要	別 紙
管理者の氏名及び住所	
診療の業務を行う獣医師の氏名	
エックス線診療等に従事する獣医 師の氏名及び当該獣医師のエック ス線診療等に関する経歴	
診 療 の 業 務 の 種 類	

(規格A4)

- (注) 1 「診療施設の開設者が獣医師であるかどうかの別」の欄は、法人の場合は「法人」と記入すること。
- 2 「開設の場所」の欄は、往診又は出張のみによって診療業務を行う獣医師にあっては、その獣医師の住所を記入すること。
- 3 「診療施設の構造設備の概要及び平面図」の欄の別紙は、次の事項を記入したものを作成すること。
- (1) 診療施設の平面図（診療施設に設置する診療器具の配置の状況を含む。
獣医療法施行規則第2条に規定する構造設備基準を満たしていることが確認できるものであること。）
- (2) 診療施設に設置する主要診療器具の名称及び数
- 4 「エックス線装置等の概要」の欄の別紙は、獣医療法施行規則第1条第6号から第11号までの規定に掲げる事項により作成すること。
- 5 「診療の業務の種類」の欄は、主たる診療対象を「産業動物」、「小動物」又は「その他」として記入すること。
- 6 次の書類を添付すること。
- (1) 診療施設の周辺の見取図
- (2) 管理者及び診療の業務を行う獣医師の免許証の写し
- (3) 本人を証する書面（開設者が法人である場合は定款）